行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	第七条第一項及び第二項並びに附則第三条第一項から第三項まで	第四条

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正）

第三十条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十条の八第三項」を「第三十条の十五第三項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十一条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

目次中「第一節　電子証明書（第三条―第十六条）
第二節　署名検証者等に対する失効情報等の提供（第十七条―第十九条の三）」を
「第一節　署名認証業務
第一款　署名用電子証明書（第三条―第十六条）
第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）
第二節　利用者証明認証業務
第一款　利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）
第二款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十九条）
第三節　認証事務管理規程等（第四十条―第四十三条）」に、

「第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　指定認証機関（第十五条―第二十三条）
第三章　認証業務（第二十四条―第三十三条）」を
「第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　指定認証機関（第十五条―第四十四条）
第三章　認証業務（第四十五条―第六十四条）」に、

「第四章　雑則（第六十五条―第七十二条）
第五章　罰則（第七十三条―第七十九条）」を
「第四章　雑則（第五十五条―第六十条）
第六章　罰則（第六十一条―第六十八条）」に改める。

第一条中「、電子署名」の下に「及び電子利用者証明」を加え、「地方公共団体の認証業務」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の認証業務」に、「電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名」を「電子署名及び電子利用者証明」に改める。

第二条第二項中「認証業務」を「署名認証業務」に、「利用者」を「署名利用者」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「当該利用者が」を「当該署名利用者が」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「当該利用者に係る」を「当該署名利用者の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置で、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

3　この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

第二条に次の一項を加える。

5　この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であって、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節　署名認証業務

第三条の見出しを「（署名用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書（利用者署名検証符号が当該利用者に係る」を「署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者の」に改め、同条第三項中「利用者確認」を「署名利用者確認」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項において同じ。）その他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

第三条第五項中「住所地市町村長は」の下に「、前項の規定による記録をしたときは」を加え、「利用者確認をした」を「当該」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第六項中「都道府県知事は」を「機構は」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第一款　署名用電子証明書

第四条の見出し中「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に改め、同条中「利用者は」を「署名利用者は」に、「当該利用者に係る利用者署名符号」を「当該署名利用者の署名利用者符号」に、「き損」を「毀損」に、「その他利用者署名符号」を「その他署名利用者符号」に改める。

第五条を次のように改める。

（署名用電子証明書の有効期間）

第五条　署名用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める。

第六条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条中「利用者」を「署名利用者」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第七条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条中「電子証明書には」を「署名用電子証明書には」に改め、同条第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第二号中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に改める。

第八条の見出しを「（署名用電子証明書発行記録の記録）」に改め、同条中「電子証明書を発行した都道府県知事」を「機構は、署名用電子証明書を発行したとき」に、「当該電子証明書」を「当該署名用電子証明書」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「以下「発行記録」という」を「）及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「署名用電子証明書発行記録」という」に改める。